

男鹿市規則第 6 号

男鹿市中小企業振興資金融資あっせんに関する条例施行規則の一部を改正する規則

男鹿市中小企業振興資金融資あっせんに関する条例施行規則（令和元年男鹿市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(金融機関)</p> <p>第 2 条 条例第 3 条に規定する規則で定める金融機関は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>株式会社秋田銀行</u></p> <p>(2) <u>株式会社北都銀行</u></p> <p>(3) <u>秋田信用金庫</u></p> <p>(4) <u>秋田なまはげ農業協同組合</u></p>	<p>(金融機関)</p> <p>第 2 条 条例第 3 条に規定する規則で定める金融機関は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>秋田銀行男鹿支店</u></p> <p>(2) <u>秋田銀行船越支店</u></p> <p>(3) <u>秋田銀行大湊支店</u></p> <p>(4) <u>北都銀行男鹿支店</u></p> <p>(5) <u>北都銀行船越支店</u></p> <p>(6) <u>秋田信用金庫船越支店</u></p>
<p>備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。</p>	

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。